

第 244 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 9 月 10 日

南 部 町 農 業 委 員 会

244 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和7年9月10日(水) 午後2時5分

2. 閉会年月日 令和7年9月10日(水) 午後2時16分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(12人) 会長 4番 中村文男
会長職務代理 2番 川守田雄一
委員 1番 石塚正義 3番 三浦恵美子
5番 工藤静夫 6番 夏堀健一
7番 川門前俊文 9番 佐々木一雄
12番 山田憲幸 13番 佐々木徳志
14番 黒坂昭彦 16番 工藤信仁
5. 欠席委員(4人) 8番 石橋薫 10番 赤石敏文
11番 夏坂元一朗 15番 梅内道子

6. 会議書記

事務局長 野月正治
主幹 佐藤弓孔
主査 宮野健人

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第5号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第5 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6 議案第19号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 7 番 川門前 俊文 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 244 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、8 番 石橋 薫 委員・10 番 赤石 敏文 委員、11 番 夏坂 元一朗 委員・15 番 梅内 道子 委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 12 名で、委員定数に達しておりますので第 244 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 5 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 14 番 黒坂 昭彦 委員 16 番 工藤 信仁 委員を指名いたします。
議 長	次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定します。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 5 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	報告第 5 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合

	意による解約書を受理したので報告するもので、7件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人氏名、住所及び借受人氏名、住所は報告書に記載のとおりです。 番号1番から番号4番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和6年5月1日から令和9年3月31日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は令和7年8月8日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号5番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和7年1月15日から令和12年3月31日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は令和7年8月8日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号6番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和5年5月1日から令和10年3月31日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は令和7年8月8日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号7番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和6年5月1日から令和9年3月31日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は令和7年8月8日、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第5 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案の説明を求めます。
佐藤主幹	佐藤主幹 議案第18号について、説明いたします。 農地法第3条の規定による許可申請は3件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。
川門前 調査員	川門前 俊文 調査員 去る9月1日、中村推進委員と南部町役場2階相談室において、議案第18号について、調査を行いましたので説明します。 農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号1番と番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 番号3番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて引き続き営農するため申請地を取得するものです。

議 長	調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
	以上で説明を終わります。
議 長	議案第 18 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。
佐藤主幹	次に、日程第 5 議案第 19 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題とします。
	議案の説明を求めます。
佐藤主幹	佐藤主幹
	議案第 19 号について、説明いたします。
佐藤主幹	農地中間管理事業の推進に関する法律、第 19 条第 3 項の規定に基づき、町が農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、意見を求めるもので、案件は、9 件です。
	農地の所在、地目、面積、貸借権を設定する者、貸借権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。
佐藤主幹	番号 1 番の利用目的は畑、期間は 1 年、10 a 当たりの賃借料は年額 7,400 円です。
	番号 2 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 9,973 円です。
佐藤主幹	番号 3 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。
	番号 4 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,198 円です。
佐藤主幹	番号 5 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,448 円です。
	番号 6 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,901 円です。
佐藤主幹	番号 7 番から番号 9 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。
	以上、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 19 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 19 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」は、原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定します。
議 長	以上で、本日の日程は全部終了しました。
	第 244 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。
議 長	ごくろうさまでした。
	(午後 2 時 16 分)
議 長	終礼を行います。
	・起立 ・礼 ・直れ

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月10日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....